

公益財団法人全日本剣道連盟 財産管理規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）の定款及び会計規則に基づき、全剣連の財産の管理に関する基本的事項について定めることを目的とする。

(財産の区分)

第2条 運用の対象とする財産は、会計規則第2条第1号に規定する全剣連の資産であって、次の種別に属するものとする。

- (1) 会計規則第2条第3号に規定する基本財産
- (2) 同条第13号に規定する特定資産

(資産運用担当責任者)

第3条 全剣連に、資産運用担当責任者を置く。

- 2 資産運用担当責任者は、会計担当理事とする。

(資産運用担当者)

第4条 会計担当理事は、会長の承認を得て、会計事務担当者の中から資産運用担当者を指名することができる。

- 2 資産運用担当者は、会計担当理事の指揮監督を受けて、日常の資産運用事務を処理する。

(資産運用の基本方針)

第5条 資産運用は、公益法人の設立許可及び指導監督基準についての閣議決定及び当該運用指針についての関係閣僚会議幹事会申合せを基本として、元本回収が確実な方法で運用するものとする。

(資産運用の対象)

第6条 資産運用の対象は、前条に規定する基本方針に基づき、次のとおりとする。

- (1) 郵便貯金
- (2) 金融機関等への円建て預金
- (3) 日本国債
- (4) 政府保証債券
- (5) 商工債券

(資産運用の報告)

第7条 会計担当理事は、資産運用の経過及び結果について少なくとも年1回又は必要に応じて会長及び専務理事に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、資産運用に関し必要な事項は、会計担当理事が定める。

附則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日以前に取得した「ノルウェー輸出金融公社債券」は、第7条にかかわらず、随時モニターを行い、処分完了するまで継続保有するものとする。
- 3 令和2年9月16日公益財団法人認定により、公益財団法人全日本剣道連盟に改称する。